

契約書の確認箇所 ※赤枠の部分が確認できないと申請を受理できません。

貸室賃貸借契約書（例）

賃貸人（甲）〇〇〇〇と賃借人（乙）〇〇〇〇との間に
次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

所在地 石狩郡当別町（地区名）〇〇番地
建物名称 とうべつ〇〇〇〇 2階201号室

申請時に入力（記載）する
住所と違いが無いか確認を
してください。

上記の建物賃室の賃貸借について賃貸人を（甲）とし賃借人を（乙）として下記の様に契約する。

第1条（存続期間）賃貸借存続期間は令和〇年〇月〇日より令和〇年〇月〇日までとする。

ただし、期間満了〇ヶ月前までに両者が話し合へ、契約を更新または延長できる。

第2条（賃貸料）賃貸料は1か月金〇〇〇〇円とし毎〇〇日までに支払うものとする。

また、月の途中より契約する場合の賃 契約期間が2年以上であることが必要です。

第3条（敷金）乙は敷金として金〇〇〇〇円

無利息とし契約解除による建物引き渡しと同時に甲に返還する。ただし、乙が賃貸料の支払いを怠ったとき、または乙の責任に基づく損害が生じた場合には、甲はその敷金をその弁済にあてることができる。

第4条（改定）賃貸料は令和〇年〇月〇日までは前記の通りとし、その後は土地の状況、地代、家賃の高騰、租税公課その他建物に対する負担の増加及び値上げ等を考慮して改訂することができる。この場合、甲は新しい賃貸料及び値上げの理由を書面で通知するものとし、乙は異議無くこれに応ずるものとする。

第5条（滞納）乙が賃貸料の支払いを〇か月以上にわたり延滞したとき、この契約の各項に違反した場合、甲は催告を要しないでこの契約を解除し、乙に建物の引き渡しを請求できる。

第6条（造作替え）乙は建物を原形のまま使用するものとし、甲の承認を受けないで建物又は雑作物を変更することはできない。

第7条（迷惑行為）乙は賃貸建物内で危険もしくは近隣に迷惑をおよぼし、あるいは賃貸建物に損害を与える行為をしてはならない。

第8条（日常経費）電気料、ガス代、水道料、水洗管理料、ごみ処理費、衛生費、清掃費、その他町内会の規定等による経費はすべて乙が負担する。

第9条（自然解約）天災地変または火災等により建物が滅失するかまたは使用に耐えられなくなったときは、この契約は自然解約される。この場合、甲は乙に敷金を返還する。

第10条（損害賠償）乙の過失により賃貸建物を滅失または損壊したときは、甲に対し損害賠償の責任を負う。この場合、乙は契約を解除されても異議ないものとする。

第11条（契約解除）甲の都合により途中でこの契約を解除する場合は、その6か月前までに書面での解除の意思、その理由、明け渡し期日を乙に通知しなければならない。乙の都合により契約を解除する場合は、その1か月前までにその理由、明け渡し期日を甲に通知しなければならない。

（現状回復）乙は賃借建物を明け渡す場合は、自費で建物ならびに雑作物の変更部分を原状に回復する。その施工をしないで明け渡した場合、その物件に対し甲がどのように処分しても乙は異議ないものとする。ただし、乙の過失、怠慢により建物および雑作物を毀損し、その価値を減少したときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第13条（移転料）賃借建物を明け渡す場合の移転に要する諸経費は、いっさい乙が負担し、移転料等は請求しない。

第14条（死亡）乙が死亡したときは、直ちに相続人を定めて甲に届け出なければならない。1ヵ月以上にわたり賃借建物に居住しない場合は、この契約は解除されたものとみなす。

第15条（転貸）乙は賃借建物について、賃借権を譲渡、転貸または名目のいかんに関わらず第三者に使用、または同居させることはできない。

第16条（連帯責任）連帯保証人はこの契約による乙の債務について甲に対し乙と連携して支払いの責任を負う。連帯保証人が死亡または他に転住したときは、すみやかに別な連帯保証人を定め甲へ報告しなければならない。

第17条（強制執行）乙とし直ちに強制執行委任状、印鑑証明書を作成し甲に提出する。

第18条（管轄裁判所）この契約の争議は、甲の住所とする。

第19条（特記事項）

正式に契約が締結されているか、申請者本人が
契約しているかを確認します。

※賃借人が18歳未満の場合は入居人が本人で
あるかを確認します。

この契約書式通を作成し甲、乙各1通を所持する。

令和〇年〇月〇日
（甲）賃貸人 現住所 _____
氏名 _____
電話 _____
（乙）賃借人 現住所 _____
氏名 _____
電話 _____
連帯保証人 現住所 _____
氏名 _____
電話 _____